

## 【パネリスト・コーディネーター プロフィール】

### <パネリスト>

| 氏名<br>※50音順、敬称略      | 略歴   |
|----------------------|--|
| 内田 貴<br>(うちだ たかし)    | <b>法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与</b><br>平成4年 東京大学法学部教授。<br>平成7年 - 15年 司法試験考査委員(民法)。<br>平成19年10月から現職。<br>その他、民法(債権法)改正検討委員会事務局長など。                     |
| 加納 克利<br>(かのう かつし)   | <b>消費者庁消費者制度課長</b><br>平成11年 弁護士登録(大阪弁護士会)。<br>平成19年 内閣府国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室長。<br>平成22年 消費者庁企画課(11年から消費者制度課)企画官。<br>平成25年7月から現職。               |
| 中村 哲<br>(なかむら あきら)   | <b>公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)理事<br/>(日本生命保険相互会社消費者室長)</b><br>昭和53年 日本生命保険相互会社入社。<br>平成16年 お客様サービス部消費者室長。<br>平成24年4月から現職を兼任。                      |
| 樋口 容子<br>(ひぐち ようこ)   | <b>公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会<br/>(NACS)西日本支部 副支部長</b><br>平成15年 泉佐野市消費生活センター。<br>平成17年 奈良市消費生活相談センター。<br>平成22年4月から現職。                      |
| 丸山 絵美子<br>(まるやま えみこ) | <b>名古屋大学大学院法学研究科教授</b><br>平成17年 筑波大学ビジネス科学研究科准教授。<br>平成20年 名古屋大学大学院法学研究科准教授。<br>平成21年から現職。<br>その他、内閣府消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」メンバーなど。        |
| 山本 健司<br>(やまもと けんじ)  | <b>弁護士(清和法律事務所)</b><br>平成9年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)。<br>現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長(消費者契約法部会部会長)、同連合会司法制度調査会特別委嘱委員、内閣府消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」メンバーなど。 |

### <コーディネーター>

| 氏名(敬称略)             | 略歴   |
|---------------------|--|
| 坂東 俊矢<br>(ばんどう としや) | <b>消費者支援機構関西常任理事(京都産業大学大学院法務研究科教授)</b><br>昭和61年 県立高知短期大学社会科学科助教授。<br>平成16年 京都産業大学大学院法務研究科教授。<br>平成17年 弁護士登録(大阪弁護士会)。<br>平成17年12月から現職を兼任。 |

## 【パネルディスカッション資料】主な相談事例

|  |
|--|
| <p>1. 契約締結過程（誤認類型）</p>   |
| <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>事業者が重要な事項を告げなかったため、誤認して契約を締結してしまった。</b></p>  |
| <p>中古車業者から中古車（120万円）を購入した。後日、別の業者に見積もりをしてもらったところ、事故車であることが判明し、10万円でしか買い取れないと言われた。（40代 女性）</p>  |
| <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>事業者が商品・サービスの効用といった将来的に不確実な事項について断定的判断を提供したため、誤認して契約を締結してしまった。</b></p>  |
| <p>20才の息子が、エステ店で、エステの他、健康食品、美容器具等（総額230万円）を次々に契約した。息子はニキビに悩んでおり、「必ず結果を出す」と言われ信じて契約したようだ。（50代 女性）</p>   |
| <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>広告上の不実表示を信じて契約を締結してしまった。</b></p>   |
| <p>広告を見て、厚労省認可の資格が取れるとあったので、カイロプラクティック講座（120万円）を申し込んだが、資格が取れないことがわかった。（20代 女性）</p>   |
| <p>2. 契約締結過程（困惑類型）</p>   |
| <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>「帰ってほしい」と思ったものの、口に出せないまま契約を締結してしまった。</b></p>   |
| <p>訪問販売で、布団のシーツ（10万円）を購入した。勧誘員が、以前に販売した布団のシーツができたので持ってきたと言って無断で家に上がり込み、押入れから布団を出してシーツをかけた。怖くて嫌と言えなかった。（80代 女性）</p>   |
| <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>電話で執拗かつ強引に勧誘されたため、断われず契約を締結してしまった。</b></p>   |
| <p>電話勧誘で、3年前から次々に教材（総額70万円）を購入した。断っても何度も職場に電話があり、「私のため」「今回限り」などとしつこく言われたため契約してしまった。（30代 男性）</p>  |
| <p>3. 契約締結過程（インターネット）</p>  |
| <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>インターネット上の広告を事実であると誤認して契約をしてしまった。</b></p>   |
| <p>アレルギー体質で悩んでいたため、体質改善の実体験に基づくハウツーサイトを閲覧していたところ、画面の横に「この水に変えただけで、1週間でアレルギー体質克服！」と記載された浄水器販売業者Aの広告が表示された。サイトの運営者が推薦するものと思って浄水器を購入し、1週間飲み続けたが何の効果もなかった。（40代 女性）</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>有名人ブログの記事の不実表示を信じて契約を締結してしまった。</b></p> <p>芸能人Aのブログをみていたところ、「ついに届きました！英会話習得プログラム！さっそく使ってみたところ、寝言が英語になっちゃったくらい（^^；）絶対ネイティブなEnglishがGetできちゃう オススメ」という記事があった。そこで、さっそく同教材を購入してみたが、英語で書かれている教材で、とても一人では学習できる代物ではなかった。（30代 男性）</p> |
| <p><b>4. 適合性原則</b></p> |   |
|                        | <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>消費者の判断能力の不足と信頼に乗じて不必要な契約を締結させられた。</b></p> <p>訪問販売で、一人暮らしの高齢者（70代）が、屋根が傷んでいると言われ、補強工事（10万円）の契約をした。本人は業者を親切な人だとすっかり信用しており、解約するつもりがない。他にもいろいろと契約しているようだが、注意しても聞かない。（50代 女性）</p>  |
|                        | <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>知的障害者の判断能力の不足に乗じて不当な勧誘が行われた。</b></p> <p>知的障害のある男性（20代）が、印鑑と服飾品（130万円）を購入した。契約内容について分かっていないようであり、支払いたくないと言っている。（40代 女性）</p>  |
| <p><b>5. 約款規制</b></p>  |   |
|                        | <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>契約締結時に解約に関する約款条項を知らなかった（説明されなかった）。</b></p> <p>1ヶ月定期券を購入した。勤務地が変わり、鉄道窓口で解約を申し入れたが、購入3日以内しか解約できないと言われた。契約時に説明がなく不満であると言ったら、時刻表に記載があると言われた。（40代 男性）</p>  |
|                        | <p><b>&lt;相談事例 &gt;</b><br/> <b>1年以上先の予約のキャンセル料が高額すぎる。</b></p> <p>1年以上先の結婚式場の予約（申込金として10万円を支払い済み）をキャンセルしたが、見積り金額250万円の20%の50万円を請求された。業者に規約に記載されているとおりと言われたが納得いかない。（20代 女性）</p>  |

国民生活センター発表資料等より抜粋

## 消費者契約法条文（抜粋）

### 第一章 総則

#### 第一条（目的）

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### 第二条（定義）

この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

- 2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。
- 4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

#### 第三条（事業者及び消費者の努力）

事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。

- 2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解しよう努めるものとする。

## 第二章 消費者契約

### 第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

#### 第四条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
  - 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。
- 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
  - 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。
- 4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。
- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

- 5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第五条（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

- 2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

第六条（解釈規定）

第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第七条（取消権の行使期間等）

第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

- 2 会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその取消しをすることができない。

## 第二節 消費者契約の条項の無効

### 第八条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
  - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
  - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
  - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
  - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
  - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

### 第九条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める

条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

#### 第十条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

### 第三節 補則

#### 第十一条（他の法律の適用）

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

- 2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。





パネル資料3

消費生活相談は消費者ホットラインへ

0570-064-370

(ゼロ・ゴ・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

# 消費者契約法について

平成25年7月  
消費者庁

**消費者の目線に立って、各府省庁の縦割りを超え幅広い分野を対象とした横断的な新法等を企画立案することは、消費者庁の重要な任務である。**

(消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定))

# 構成

1. 消費者契約法の概要
2. 消費者契約法制定の歴史的意義
3. 消費者契約法の制定後の動き
4. 消費者契約法の見直しに向けた動き

# 1. 消費者契約法の概要

# 消費者契約法とは

消費者と事業者との間の**情報の質**及び**量**並びに**交渉力**の格差に鑑み、**契約の取消し**及び**契約条項の無効**等について規定した民法の特別法(平成12年5月公布、平成13年4月施行)

## 規定の内容

【不当な勧誘】 **取消し**

- ・不実告知(第4条第1項第1号)
- ・断定的判断の提供(第4条第1項第2号)
- ・不利益事実の不告知(第4条第2項)
- ・不退去(第4条第3項第1号)
- ・退去妨害(第4条第3項第2号)

【不当な契約条項】 **無効**

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項(第8条)
- ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等(第9条)
- ・消費者の利益を一方的に害する条項(第10条)

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者等に対して差止請求をすることができる(平成18年に導入)。

【差止請求の対象】

- ・消費者契約法上の不当行為
- ・景品表示法における不当表示(平成20年に導入)
- ・特定商取引法における不当行為(平成20年に導入)
- ・食品表示法における不当表示(平成25年公布、未施行)

# 消費者の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

消費者契約の締結について勧誘をするに際し、事業者が以下のいずれかの行為を行った場合、**取消し**の対象になる(第4条)。

## 不実告知(第1項第1号)

重要事項(注)について  
事実と異なることを告げることにより、  
その内容が事実であると誤認し、  
契約の申込み又は承諾の意思表示をしたこと

## 断定的判断の提供(第1項第2号)

将来における変動が不確実な事項につき、  
断定的判断を提供することにより、  
その内容が確実であると誤認し、  
契約の申込み又は承諾の意思表示をしたこと

## 不利益事実の不告知(第2項)

重要事項(注)又は重要事項関連事項について利益となる旨を告げ、  
不利益事実を故意に告げないことにより、  
不利益事実が存在しないと誤認し、  
契約の申込み又は承諾の意思表示をしたこと

## 不退去による困惑(第3項第1号)

消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思表示をしたにもかかわらず、  
事業者が退去しないことにより、  
困惑し、  
契約の申込み又は承諾の意思表示をしたこと

## 監禁による困惑(第3項第2号)

消費者が事業者に対し、勧誘場所から退去する意思表示をしたにもかかわらず、  
事業者が消費者を退去させないことにより、  
困惑し、  
契約の申込み又は承諾の意思表示をしたこと

(注)重要事項:消費者契約に係る、のいずれかであって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容  
物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

# 消費者契約の条項の無効

## 事業者の損害賠償の責任を免除する条項 (第8条)

- 債務不履行又は不法行為責任の全部免除
- 故意・重過失による債務不履行又は不法行為責任の一部免除
- 瑕疵担保責任の全部免除（交換特約、修補特約等がある場合は除く。）

## 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項（第9条）

- [ 解除に伴う損害金 ]  
契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の合計額が、事業者が生じる平均的な損害の額を超える 超える部分について無効
- [ 支払遅延の損害金 ]  
契約に基づき支払うべき金銭を消費者が期日までに支払わない場合における損害賠償額の予定又は違約金の合計額が、未払金額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるもの  
超える部分について無効

## 消費者の利益を一方的に害する条項 (第10条)

- 任意規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

# (参考) 消費者契約法に関する最高裁判例

| 判決年月日                              | 事案の概要   | 判示内容  |
|------------------------------------|---|---|
| 平成22年 3月30日<br>最高裁第三小法廷平20(受)909号  | <p>金の商品先物取引会社の外務員が、東京市場における金の価格が上昇傾向にあることを告げた上、この傾向は年内は続くとの自己の相場予測を伝え、金を購入すれば利益を得られる旨説明するなどして、金の商品先物取引の委託契約の締結を勧誘したことに關し、消費者契約法第4条第1項第2号又は第2項本文により委託契約の申込みの意思表示を取り消したとして、不当利得返還請求権に基づき、委託証拠金相当額の支払を求めた事案。</p> | <p>金の商品先物取引の委託契約において将来における金の価格は消費者契約法第4条第2項本文にいう「重要事項」に当たらない。また、同法第4条第1項第2号にいう断定的判断の提供をしたということもできない。(第4条第1項第2号：×、第2項：×)</p>   |
| 平成18年11月27日<br>最高裁第二小法廷平17(受)1158号 | <p>原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除した場合において、納付金はいかなる理由があっても返還しない旨の不返還特約は消費者契約法第9条第1号により無効であるなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案。</p>  | <p>大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年三月二四日ころまでに行われ、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了し、補欠合格者の発表もほとんどが三月下旬までに行われているという実情の下においては、<u>同契約の解除の意思表示が大学の入学年度が始まる四月一日の前日である三月三十一日まで</u>にされた場合には、<u>原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法第9条第1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となり、同契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、上記授業料等が初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、上記平均的な損害を超える部分は存しないものとして、すべて有効となる</u>として、授業料等の返還請求を認容した。(第9条第1号： )</p> |



## (参考) 消費者契約法に関する最高裁判例

| 判決年月日                                   | 事案の概要   | 判示内容   |
|---|---|--|
| <p>平成23年 3月24日 最高裁第一小法廷 平21(受)1679号</p> | <p>消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約が、消費者契約法第10条により無効であるとして、差し入れた保証金のうち返還を受けていない分及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。</p> | <p>居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約は、<u>当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となる。</u></p> <p>本件特約は、契約締結から明渡しまでの経過年数に応じて18万円ないし34万円を本件保証金から控除するというものであって、本件敷引金の額が、契約の経過年数や本件建物の場所、専有面積等に照らし、本件建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定さえる額を大きく超えるものとまではいえない。また、本件契約における賃料は月額9万6000円であって、本件敷引金の額は、上記経過年数に応じて上記金額の2倍弱ないし3.5倍強にとどまっていることに加えて、賃借人は、本件契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払義務を負うほかには、礼金等の一時金を支払う義務を負っていない。</p> <p>本件敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、本件特約は消費者契約法10条により無効ということとはできない(10条：×)</p> |

# (参考) 消費者契約法に関する最高裁判例

| 判決年月日  | 事案の概要  | 判示内容   |
|--|--|--|
| 平成23年 7月15日 最<br>高裁第二小法廷平 2 2<br>(才) 8 6 3号  | 更新料の支払を約する条項が消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当するかが争われた事案                | <p>消費者契約法10条にいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当であり、更新料条項は、一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるといべきである。</p> <p>賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当である。(10条：×)</p>   |
| 平成24年 3月16日 最<br>高裁第二小法廷 平 2<br>2 (受) 3 3 2号 | 保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める約款の条項に関し、これが消費者契約法第10条により無効であるとして、保険契約が存在することの確認を求めた事案。 | <p>本件約款において、<u>保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした定め</u>(保険料が払込期限内に払い込まれず、かつ、その後1か月の猶予期間の官にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に初めて保険契約が失効する旨を定めているとともに、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に保険会社が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の条項が置かれていること。)が置かれていることに加え、<u>保険会社において、保険契約の締結当時、上記債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらない。</u>(反対意見がある。)(10条：×)</p> |

## 2 . 消費者契約法制定の歴史的意義

# 消費者契約法制定の歴史的意義

## (1) 「消費者」とは何かを法律により定義

**第二条** この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。



**「消費者」の定義は、消費者安全法等にも引き継がれ、消費者庁設立に当たっては、その事務の外延を画す役割を果たす。**

消費者安全法(平成21年)

**第二条** この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。

法の適用に関する通則法(平成18年)

**第十一条** 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。))をいう。(以下略)

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成13年)

**第二条**

2 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいい、(以下略)。

消費者庁設置法(平成21年)

**第三条** 消費者庁は、…(中略)…、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

民事訴訟法(平成23年改正)

**第三条の四** 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう、…)と事業者(…)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する(以下略)

# 消費者契約法制定の歴史的意義

(2) 民法総則の意思表示に係る特則を広範な範囲に規定  
消費者契約全般に適用される**包括的ルール**(すき間事  
案が生じない)

事前規制ではなく、**事後規制**による市場ルール

詐欺・強迫(民法第96条)にのみに存在した「**取消し**」に  
ついて規定

その後、特定商取引法等にも「取消し」が導入

**公序良俗無効**(民法第90条)の内容を**具体化**

民法

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗できない。

# 消費者契約法制定の歴史的意義

## (3) 消費者と事業者にある構造的格差を確認

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、…(中略)…、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と健全な発展に寄与することを目的とする。



消費者基本法(平成16年に消費者保護基本法を全面改正して制定)においても考え方が引き継がれる。

### 消費者基本法

第一条 この法律は、消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、…(中略)…、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

## 3 . 消費者契約法の制定後の動き

# 特定商取引法の強化

訪問販売法から特定商取引法に変更、業務提供誘引販売取引規制の導入(平成12年)

民事規定の整備(平成16年)

- ・ 不実告知、事実不告知により消費者が誤認して契約した場合の取消権
- ・ 虚偽説明などに基づき連鎖販売取引等の契約をした場合の取消権

指定商品・指定役務制の廃止、過量販売解除権、通信販売における契約の解除権の導入(平成20年)

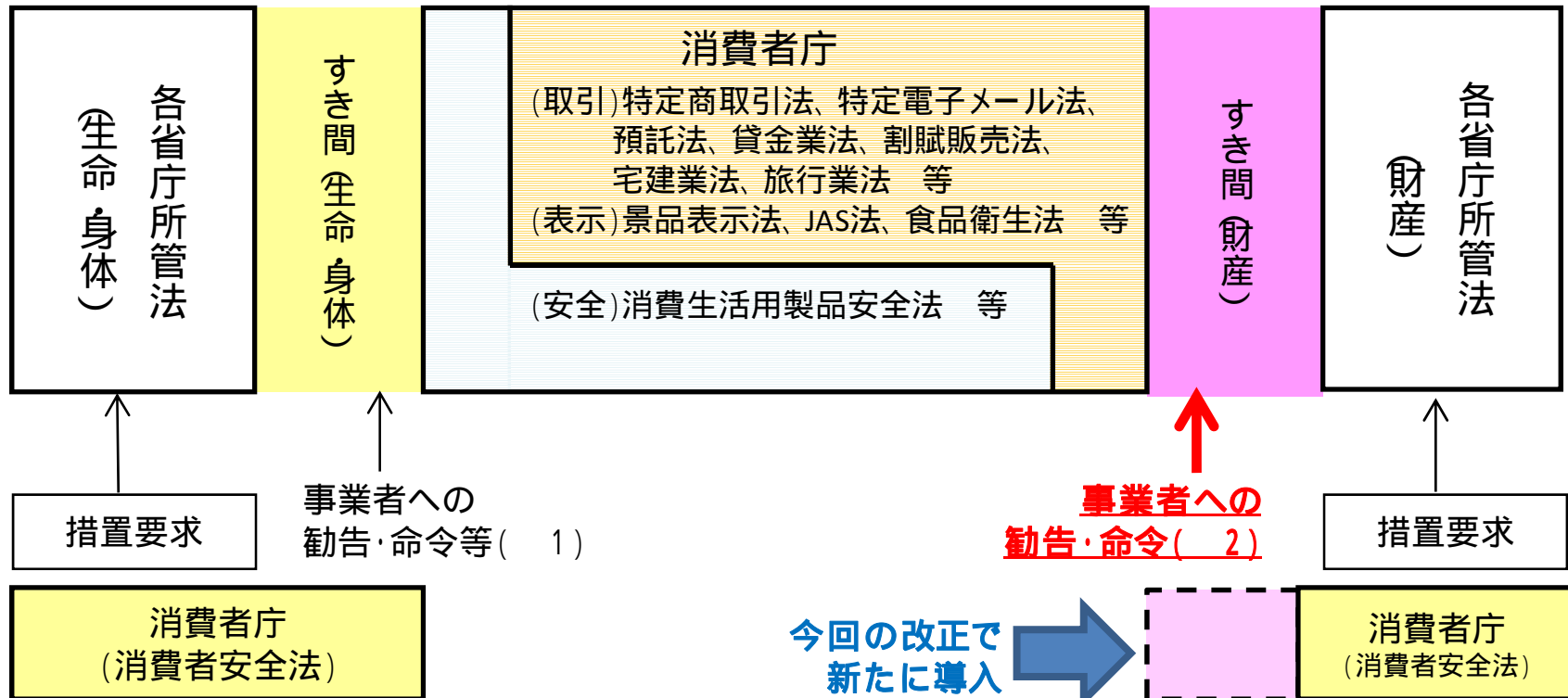
訪問購入規制の導入(平成24年)



# すき間に対する行政権限

(消費者安全法及び同法改正法(平成24年8月)による)

【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】



( 1 ) 「重大事故等」が発生した場合

( 2 ) 「多数消費者財産被害事態」が発生した場合

# 消費者契約法の発展

## 消費者契約法(平成12年)

- ・ 不当な勧誘行為等によって締結した契約の**取消し**
- ・ 不当な契約条項の**無効**

## 適格消費者団体による消費者団体訴訟制度(平成18年)

消費者契約法上の不当行為に対する**差止請求**

景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為を対象に追加(平成20年)

食品表示法上の不当表示を対象に追加(平成25年。未施行)

**差止請求訴訟の提起件数: 30件(平成25年7月20日現在)**

(17件については訴訟が終了(原告勝訴: 5件、和解: 9件、原告敗訴: 3件))

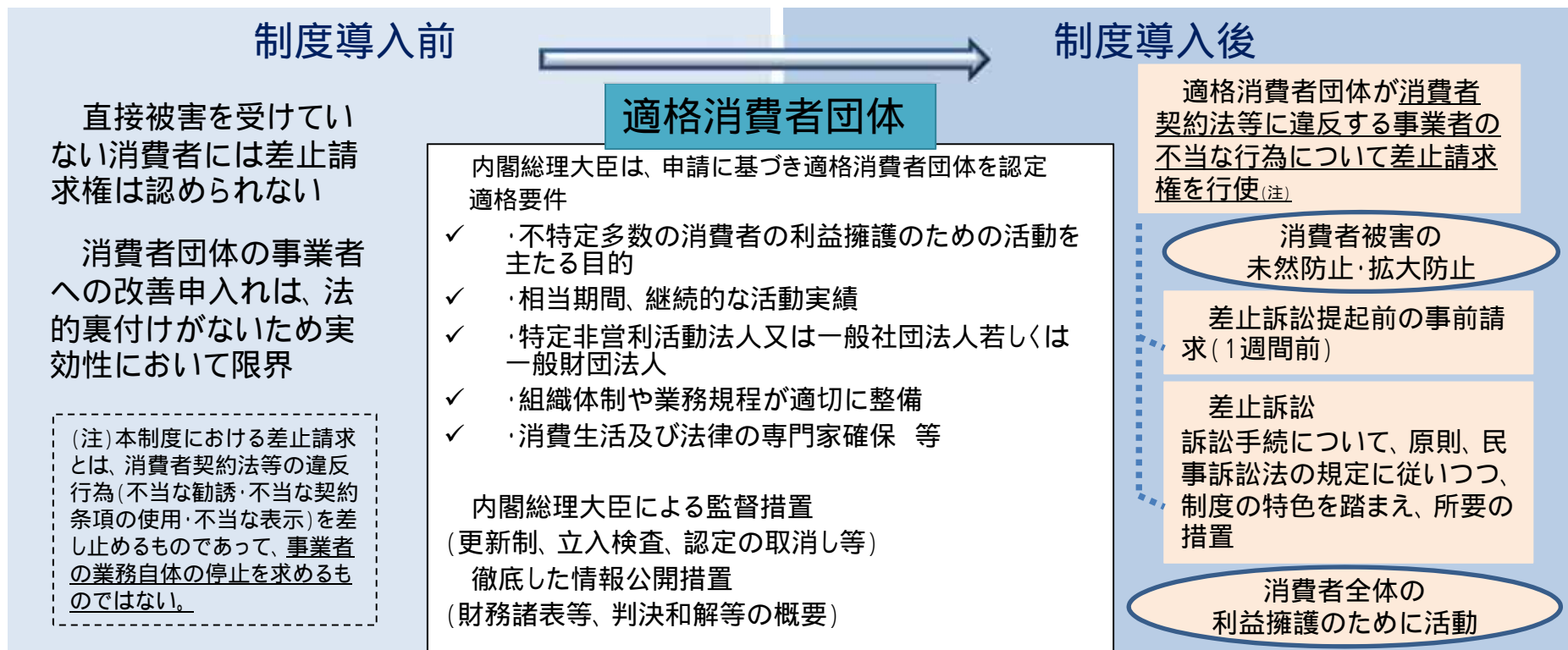
## 特定適格消費者団体による新たな訴訟制度の創設

= **金銭の支払請求**による消費者の被害回復

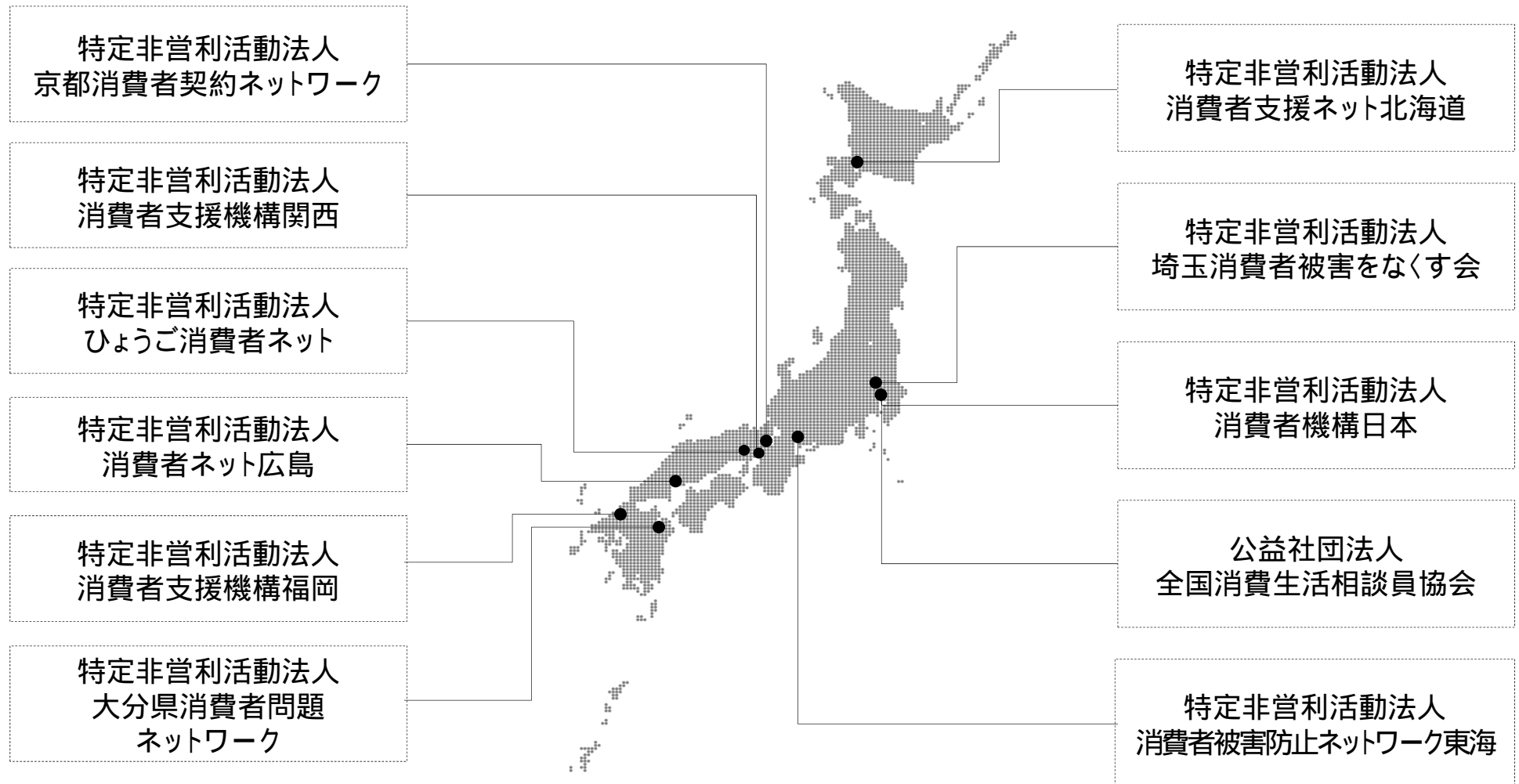
# 消費者団体訴訟制度の概要

- 消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生
- 個々の消費者は事後的措置(契約取消し等)で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性
- 被害が広がる前に、事業者による不当な行為を差し止める必要

- ・平成18年消費者契約法改正により、同法に消費者団体訴訟制度を導入
- ・平成20年消費者契約法等の改正により、差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為にも拡大
- ・食品表示法(平成25年6月公布)により、同法上の不当表示にも差止請求の対象を拡大



# 現在の適格消費者団体 (全国11団体:平成25年7月現在)



# 差止請求の事例

| 判決年月日                                       | 事案の概要   | 判示概要  |
|---|---|---|
| 平成21年3月4日<br>大阪地方裁判所（和解）                    | 語学教室の経営等を行う事業者に対し、英会話教室の受講契約の締結についての消費者に対する勧誘行為が消費者契約法（第4条第1項第1号、第2項、第3項第2号）に該当することから当該行為の差止めを求めた事案   | 被告が、消費者が退去の意思を表明しているにもかかわらず勧誘場所から退去させない行為、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま、受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為を行ったことを認めた上で、今後同様の行為を行わないこと等を内容とする和解が成立。 |
| 平成23年12月20日<br>京都地方裁判所<br>（控訴せず判決確定）        | 未公開株式の購入を勧誘する際の消費者契約法上の問題行為の差止めを求めた事案   | 消費者に対して未公開株式の購入を勧誘する際に、当該未公開株式の客観的な価値と比較して著しく高価な対価を告げたこと、株式公開の具体的予定がないのに、株式公開される予定である旨を告げたこと、株価が確実に上昇する旨を告げたこと等は消費者契約法第4条第1項第1号又は第2号に該当することから差止めを認容。  |
| 平成22年3月26日<br>大阪高等裁判所<br>（上告受理申立取下げにより判決確定） | 不動産賃貸業及び不動産管理業を目的とする事業者に対し、定額補修分担金条項（注）が消費者契約法第10条に反して無効であり、消費者との間で建物賃貸借契約の締結等を行うに際し、当該定額補修分担金条項を含む意思表示をすることの差止め等を求めた事案<br>（注）目的建物退去後の原状回復に係る費用の一部負担金をあらかじめ賃貸人に支払うもの（消費者は、入居期間の長短にかかわらず返還の請求ができない。） | 定期補修分担金条項は、民法の規定の適用による場合と比して、 <u>賃借人の義務を加重する条項</u> であり、 <u>信義則に反して消費者を一方的に害する条項</u> であるとして、建物賃貸借契約を締結する際の定期補修分担金条項を含む意思表示をすることの差止めを認容。  |

# 差止請求の事例

| 判決年月日   | 事案の概要   | 判示概要  |
|---|---|---|
| <p>平成21年10月23日<br/>大阪高等裁判所<br/>(上告受理申立不受理により判決確定)</p> | <p>貸金業を営む事業者に対し、早期完済違約金条項(注)を含む利息付金銭消費貸借契約の締結の停止等を求めた事案</p> <p>(注)借主が貸付金の返済期限が到来する前に、貸付金を全額返済する場合に、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対して割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項</p> | <p>本件契約条項が民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであるか否かは、借主が借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担するかどうかによって判断すべきであるところ、本件契約条項は、当該金銭消費貸借契約における利率や期限の定め、期限前弁済がなされた時期や元本額等によっては、民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであると認められる。</p> <p>被告は、自由返済(約定日ごとに利息と元金最低支払額又は随意の元金を支払い、最終弁済日までに残元金を完済する方式)を特色として宣伝しているところ、<u>早期完済違約金条項は、自由返済との概念とは必ずしも整合せず、このような契約条項は消費者をいたずらに混乱、困惑させるものであることから、民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するときは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第10条により無効となると評価せざるを得ない。</u></p> <p>消費者にとって無効となるかどうかの判断は極めて困難である上、自由返済との関係について消費者を混乱、困惑させるものであることから、<u>このような契約条項が不特定多数の消費者との間で用いられることは、消費者契約法第3条の趣旨に照らして相当ではないことから、一般的にその使用を差し止めるのが相当である。</u></p> |

# 新しい訴訟制度の導入に向けて

消費者被害の特性 = 同種被害の多発

- ・ 事業者と消費者との間の**構造的格差** (情報量、交渉力等)
- ・ 訴訟のための**費用や労力**

個々の消費者が訴訟で被害回復を図るのは困難

新しい訴訟制度を創設して  
消費者の被害回復の実効性確保



# 新しい訴訟制度案の特徴

## 対象とする事案

事業者が消費者に負う**金銭支払義務**であって、**消費者契約**に関するもの

## 二段階型の手続

- ・ 一段階目で、**共通義務**について審理・判決
- ・ 二段階目で、**個々の消費者**が団体に授權対象となる債権について**簡易な手続**で決定



**消費者の被害回復の実効性確保**

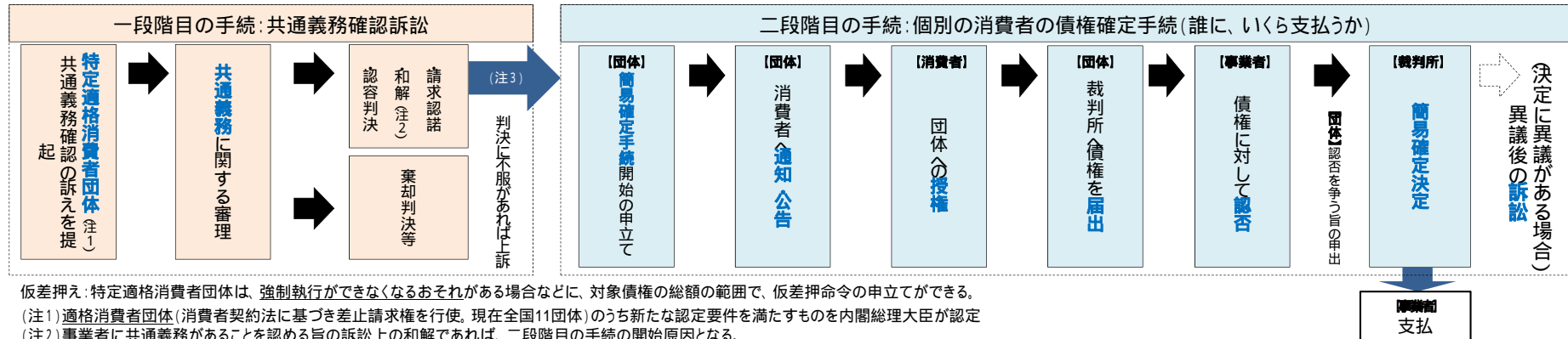


# 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について

平成25年4月  
消費者庁

二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の**共通義務**の確認(注)  
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定

(注)事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、  
金銭を支払う義務を負うべきことの確認



### 経緯

- 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・参議院内閣委員会)(平成18年)  
「消費者被害の**救済の実効性を確保**するため、**適格消費者団体が損害賠償等**を請求する制度について、…、その必要性等を検討すること。」
- 消費者庁及び消費者委員会設置法附則(平成21年6月)  
6 政府は、消費者庁関連三法の**施行**(平成21年9月)**後三年を目途**として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め**多数の消費者に被害**を生じさせた者の**不当な収益をばく奪し、被害者を救済**するための制度について検討を加え、**必要な措置を講ずる**ものとする。

### 目的(第1条)

【消費者契約に関して**相当多数**の消費者に生じた財産的被害】消費者と事業者との間の**情報の質・量や交渉力の格差**により、消費者が自ら回復を図ることは**困難**を伴う場合がある。

財産的被害を**集団的に回復**するための**裁判手続**を創設もって**国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展**に寄与

### 対象となる請求(第3条第1項)

事業者が消費者に対して負う**金銭の支払義務**であって、**消費者契約**に関する以下の請求に係るもの

(簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合は、訴えを**却下**できる。)

- 契約上の**債務の履行の請求**(第1号)
- 不当利得に係る**請求**(第2号)
- 契約上の**債務の不履行による損害賠償の請求**(第3号)
- 瑕疵担保責任に基づく**損害賠償の請求**(第4号)
- 不法行為に基づく**民法の規定による損害賠償の請求**(第5号)

(注)被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者(は、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者も被告となりうる。)

### 対象外の損害(第3条第2項)

- いわゆる**拡大損害**(消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害)(第1・3号)
- 逸失利益**(消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害)(第2・4号)
- 人身損害**(人の生命又は身体を害されたことによる損害)(第5号)
- 慰謝料**(精神上の苦痛を受けたことによる損害)(第6号)

# 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について

## 一段階目の手続: 共通義務確認訴訟(金銭の支払義務を確認)

**管轄**(第6条)

- 被告の本店所在地の管轄裁判所
- 被告の事務所、営業所の所在地の管轄裁判所
- 不法行為があった地の管轄裁判所(例: 不当な勧誘行為があった地)
- 義務履行地の管轄裁判所(例: 債権者である消費者の住所地)
- ～ の所在地を管轄する高等裁判所の所在地の管轄裁判所等  
(請求権の届出をすることが見込まれる消費者が著しく多数である場合)

**移送・併合**(第6条・第7条)

- 同一の共通義務確認訴訟 移送・併合して同一裁判所で審理
- 同種の共通義務確認訴訟 移送・併合して同一裁判所で審理可

**個別訴訟の中止**(第62条)

- 共通義務確認訴訟と、その共通義務に関連する請求権に係る個別の訴訟とが同時に係属した場合 → 裁判所は個別の訴訟を中止できる。

**和解**(第10条)

- 共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解 二段階目の手続の開始原因

## 二段階目の手続: 対象債権の確定手続(誰に、いくら支払うか)

**申立期間**(第15条)

- 共通義務確認訴訟における判決の確定等の日から原則一月以内

### 簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み(第25条～第29条、第90条)

**裁判所**

- 官報への**公告**(簡易確定手続開始決定の主文、対象債権・対象消費者の範囲等)

**特定適格消費者団体**

- 対象債権を有する**消費者**に対し書面又は電磁的方法で**個別に通知**する義務
- 相当な方法(インターネット等も可)により**公告**する義務
- 通知・公告費用は特定適格消費者団体が負担

**事業者**(団体からの求めがあったとき)

- 裁判所の公告事項の公表義務(インターネット等も可)
- 対象消費者の情報が記載された文書の開示義務(不相当な費用又は時間を要する場合を除く。) → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命令

**消費者庁**

- 確定判決の概要等を**公表**(インターネット等)

### 簡易確定手続(第30条～第47条)

**手続の流れ**

対象消費者: 特定適格消費者団体に対し、対象債権に係る授權  
 特定適格消費者団体: の授權に基づき、裁判所へ対象債権について債権届出  
 事業者: の届出債権について認否  
 団体が認否を争う旨の申出をしない 認否の内容で確定  
 団体が認否を争う旨の申出 裁判所による簡易確定決定

**時効の中断**

- 裁判所へ債権届出 共通義務確認の訴えの提起時に**時効が中断**

## 仮差押え(第56条～第59条)(将来の強制執行を確保するための制度)

特定適格消費者団体は、**仮差押命令の申立て**ができる。

|                |   |                |
|----------------|---|----------------|
|                | 本制度   | (参考)民事保全法      |
| 被保全権利の疎明       | ・対象債権・対象消費者の範囲、対象債権の総額                                    | 個別具体的な債権の内容及び額 |
| 保全命令手続における訴訟要件 | ・管轄 当事者能力 等   |                |
| その他            | ・保全の必要性(財産の隠匿・散逸等のおそれ)の疎明<br>・仮差押目的物の特定 裁判所の決定により担保を立てること |                |

## 手続進行主体: 特定適格消費者団体(新たな訴訟制度の手続進行主体)

**適格消費者団体**(消費者契約法に基づき差止請求権を行使、現在全国11団体)の中から、新たな要件を満たすものを**内閣総理大臣**が認定(有効期間は3年)

### 認定要件(第65条) (被害回復関係業務を適切に遂行するための要件)

- 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- 体制(弁護士理事の選任等)、業務規程、経理的基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行するに足りること
- 授權契約の内容を業務規程の記載事項とし、監督の対象とすることで業務を適正化
- 支払を受ける報酬又は費用がある場合... その額又は算定方法、支払方法、その他の必要な事項を定めており、**消費者の利益の擁護の見地から**不当なものでないこと(基準(上限等)をガイドラインに規定。)等

### 責務規定・行為規範(第75条～第88条、第93条～第99条)

- 濫訴等の禁止... 不当な目的のみだりに訴えの提起等の禁止
- 報酬... 被害回復業務を行うことに関し、授權契約により対象消費者から報酬を受ける旨を規定
- 弁護士に進行させる義務... 民事訴訟に関する手続等は弁護士が進行
- 通知・報告... 一定の事項について他の特定適格消費者団体への通知、内閣総理大臣への報告
- 個人情報の適正な管理... 被害回復関係業務において消費者の個人情報を通正に管理するための必要な措置
- 財産上の利益の受領禁止... 原則、被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の進行に関し、金銭等の受領禁止(判決に基づく支払い等正当な場合を除く)
- 徹底した情報公開... 定款、業務規程、財務諸表等の提出・公表、閲覧請求
- 報告・立入検査 等  
これらの規定に違反した場合、**内閣総理大臣(消費者庁)による監督**の対象
- 所要の罰則を設ける (適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

### その他

- 特定適格消費者団体の連携促進や、国民生活センター等からの情報の提供
- 施行期日(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日)
- 経過措置(施行前に締結された契約に関する請求(不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務には、適用しない)
- 見直し条項を規定(施行後5年)

## 4 . 消費者契約法の見直しに向けた動き

# 附帯決議(平成12年)

## 衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議

(平成12年4月14日)

- 6 電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化してくることを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

## 参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議

(平成12年4月27日)

- 6 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

# 内閣府(国民生活審議会)における検討

## 「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」(平成19年8月消費者契約法評価検討委員会報告)における主な指摘事項

- 「重要事項」の概念の拡張  
(契約を締結する動機に係る不実告知についても取消権の対象に含めるべき)
- 契約締結に直結する広告・表示における不実告知への対処  
(現行法上は、特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接与えるもののみが、取消権発生原因となりうる「勧誘」に該当)
- 不利益事実の不告知についての要件の緩和  
(現行法上は、不利益事実の不告知による取消しの要件として、事業者の先行行為及び故意が必要)
- 困惑類型についての考え方の整理  
(現行法上は、困惑による取消しが可能な場合として、不退去及び監禁が規定。これらに該当しない電話による執拗な勧誘や、高齢者に対しその弱みに付け込むような勧誘事例等についての取扱いの整理)
- 「平均的な損害」の立証責任に関する消費者による立証の困難性の緩和  
(消費者が一般に入手できる情報・資料は、当該業種における業界の水準に関するもの程度であり、当該事業者が生じる損害の額の平均値の立証は困難なことが多い)
- 新たな取引類型に対応した不当条項リストの追加
- 情報提供義務、適合性原則、不招請勧誘、及びインターネット取引に関するルールの在り方等

# 消費者庁における検討

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定。平成25年6月28日一部改定

・重要施策3.消費者契約法(施策番号:42関係)【消費者庁、法務省】

消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します。

|  | 平成25年度  | 平成26年度                | 担当省庁等       | 備考 |
|--|---|-----------------------|-------------|----|
|  | ・法制審議会における民法(債権関係)改正に関する審議及び消費者委員会における消費者契約法の見直しに向けた検討状況を踏まえ、消費者契約法の規定の在り方の検討 | ・消費者契約法の見直しに向けて引き続き検討 | 消費者庁<br>法務省 |    |

| 施策番号 | 具体的施策   | 担当省庁等                | 実施時期                                  |
|------|---|----------------------|---------------------------------------|
| 42   | 消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します。<br>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。 | 消費者庁<br>法務省<br>関係省庁等 | 消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。 |



# [参考] 民法(債権関係)改正

## 経緯

- 民法制定(明治29年)からの社会・経済の変化に対応する必要性
- 条文からは必ずしも容易に読み取れない基本原理や判例法理等を明確化する必要性
- ・平成21年11月: 法制審議会民法(債権関係)部会第1回開催(第1ステージ)
- ・平成23年4月: 「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」の取りまとめ
- ・同年6月~8月: パブリックコメント
- ・同年7月下旬: 法制審議会民法(債権関係)部会第30回(第2ステージ)
- ・平成25年2月: 中間試案の取りまとめ
- ・同年4月~6月: パブリックコメント
- ・同年5月下旬: 法制審議会民法(債権関係)部会第72回(第3ステージ)

## 関連論点

### 保証

個人保証の原則無効、主債務の履行状況等に関する情報提供義務

### 約款規制

約款の効力の明確化

### 暴利行為の無効

公序良俗違反で対応されてきた暴利行為を無効とする、公序良俗の具体化規定

### 不実表示による契約の取消し

相手方が事実と異なることを表示したために契約を締結した場合に、錯誤取消しを認める規定

契約締結過程における情報提供義務  
原則は情報収集は各自の責任としつつ、一定の場合に情報提供義務があることとする。

信義則等の適用に当たっての考慮要素(格差規定)

情報の質及び量並びに交渉力に格差がある当事者間での契約について、信義則規定の適用に際しては、その格差を考慮要素とする旨の規定